

通信記録物等の取扱い等について

令和元年5月31日
大通達甲(刑)第9号
警察本部長から生活安全
部各課・室長、刑事部各
課・所長、交通部各課・
隊長、警備部各課・隊長、
各警察署長宛て

(概要)

この通達は、通信傍受規則(平成12年国家公安委員会規則第13号)第2条第8号に規定する通信記録物等の取扱い及び保管について、必要な事項を定めたものである。